

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4		府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	ガス事業者の分社化に伴い外部化するグループ会社間取引等を控除する収入割の特例措置		
要望内容（概要）	<p>特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>令和4年度からのガス導管事業の法的分離に伴う分社化等により、不可避免的に外部化されるグループ会社間の取引等に係る各事業年度の収入金額。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>ガス供給業に係る法人事業税の課税標準たる収入金額の算定に当たって、上記収入金額を控除する。</p>		
関係条文	<p>地方税法第72条、第72条の2、第72条の12、第72条の24の2、第72条の24の7</p> <p>地方税法施行令第22条、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第2条、第7条</p>		
減収見込額	<p>[初年度] - (-) [平年度] - (-)</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>ガス事業については、ガスシステム改革を着実に実行するため、平成27年6月にガス事業法を改正。その一環として、ガス導管部門の一層の中立性を確保するため、特別一般ガス導管事業者及び特別特定ガス導管事業者においては、令和4年4月1日以降、ガス小売事業又はガス製造事業を営んではならないとされ、ガス導管事業を分離（ガス導管事業の「法的分離」）することとなっている。このような法的強制力に基づく分社化であるにもかかわらず、分社化する前は内部取引であった取引が不可避免的に外部化してグループ会社間取引等（法人間取引等）として扱われることになる。</p> <p>法的分離後のグループ会社間取引等については、適正な競争関係を阻害しない観点から行為規制が行われることとなっており、安定供給の確保等の観点から、必要な範囲に限り例外的に認められることとなるが、当該取引等の対価はグループ会社間取引等を行ういずれの法人においても課税標準を構成することから、経済実態に変化がないにもかかわらず、追加的な税負担が不可避免的に発生することとなる。</p> <p>競争的な市場の整備を目的とするガスシステム改革により、ガスの安定供給等を阻害しないよう、不可避免的に追加的な税負担が生じることを回避することを目的として、本措置を要望する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>同上。なお、法的分離に伴う不可避免的な追加の税負担は、電気・ガス・保険業のみに適用されている収入金課税に起因して生じるものであり、別途要望している「ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」が措置されれば本要望に係る措置は不要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		
		ページ	4—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス
	政策の達成目標	ガス事業者の分社化により不可避免的に外部化された取引等による追加的な法人事業税の負担を回避することで、ガスの安定供給等への影響を最小限にとどめつつ、法的分離による更なる競争的な市場の整備を円滑に進める。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	その他（なお、別途要望している「ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」が措置されれば本要望に係る措置は不要である。）
	同上の期間中の達成目標	ガス事業者の分社化により不可避免的に外部化された取引等による追加的な法人事業税の負担を回避することで、ガスの安定供給等への影響を最小限にとどめること。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	3社
	要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	ガス事業者にとって分社化による不可避免的な法人事業税の追加負担を回避することで、ガスの安定供給等への影響を最小限にとどめる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> 一般ガス導管事業等の用に供する償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置（地方税・固定資産税） ガス供給業の課税標準の算定において託送料金を控除する特例措置（地方税・法人事業税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	ガスシステム改革の一環である法的分離に伴うガス事業者の不可避免的な分社化により外部化された取引等による事業者の追加的な法人事業税の負担を回避することで、ガスの安定的な供給等への影響を最大限にとどめつつ、法的分離による更なる競争的な市場の整備を円滑に進めることに寄与することから妥当性を有する。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—